

九州大学同窓会連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、九州大学同窓会連合会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員である同窓会間の全国的交流、連携を推進することにより、九州大学の卒業生の交流、親睦を図り、併せて同大学との連絡を緊密にすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員間の全国的交流、連携の推進
- (2) 新たな地域別同窓会設立の援助
- (3) 九州大学との連携と協力
- (4) その他本会の目的に沿った事業活動

第2章 会員

(正会員)

第4条 本会は、次に掲げる同窓会組織を正会員とする。

- (1) 九州大学の当該部局の卒業生が加入できる部局別同窓会
- (2) 都道府県又は地域を単位とし、原則として全部局の卒業生が加入できる地域別同窓会
- (3) その他総会が認める同窓会

(特別会員)

第5条 九州大学の卒業生で構成される職域別同窓会などの各種同窓会は、特別会員として本会に加入することができる。

第3章 役員等

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 代表幹事 1人
- (4) 幹事 各正会員から各1人
- (5) 会計監事 若干人

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、代表幹事及び会計監事は、総会において選任する。

2 幹事は、正会員の推薦により、総会において選任する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 代表幹事は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。
- 4 幹事は、本会と各会員との連絡調整を行う。
- 5 会計監事は、会計の執行状況の監査を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長及び顧問)

第10条 本会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、総会の議を経て、会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び臨時総会とする。

(総会及び臨時総会)

第12条 総会は、役員をもって組織する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 正会員及び特別会員の入会に関する事項
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 会則の改廃に関する事項
- (6) その他会長が必要と認めた事項

3 総会は、毎年1回、臨時総会は、必要の都度、会長が招集し、その議長となる。

4 総会は、役員過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

6 特別会員である各種同窓会は、当該同窓会から選ばれた代表者1名が総会に出席し、意見を述べることができる。

(部会)

第13条 総会に、特定の案件を検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、代表幹事及び会長が指名する役員をもって組織する。

3 部会は、総会の審議事項のうち、あらかじめ検討が必要であると会長が認めた案件の調査検討を行うものとし、案件ごとにその都度設置する。

4 部会は、代表幹事が招集し、その議長となる。

5 部会は、構成員過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

6 部会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第5章 会計

(経費)

第14条 本会の経費は助成金、寄附金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(監査)

第15条 会長は、会計年度ごとに決算書を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第16条 本会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、九州大学内に置く。

第7章 会則の改正等

(会則の改正)

第17条 この会則は、総会において過半数の議決により改正することができる。

(雑則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、総会の承認を得て、別に定める。

附 則

この会則は、平成11年3月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年10月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年8月6日から施行する。ただし、平成24年4月1日から適用する。